



Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第20回

契約交渉における独占禁止法上の留意点

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 吉村 幸祐
弁護士 森本 祐介

近年、公正取引委員会が事件化しない案件においても、当事者が民事訴訟等の場面で独占禁止法違反や下請法違反を主張する例が多く見受けられ、契約交渉の段階から独占禁止法等が問題となり得ることを認識しておくことが有用です。本セミナーでは、民事訴訟で紛争化した事案を踏まえつつ、契約の締結、内容の変更及び解消といった各場面において、独占禁止法上どのような点に留意すべきかを解説します。

日時：2019年5月23日(木) 16:30～18:00
会場：大江橋法律事務所 大阪事務所 27階会議室
〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18
中之島フェスティバルタワー27階
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php>
定員：40名
参加費：無料
ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺
お申し込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/190523s.html>
お問い合わせ先：brand@westlawjapan.com
※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者へのみ配布いたします。

プログラム
16:30～18:00 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)
※開催場所の都合により懇親会はございません。



※今回の勉強会は、企業の法務部門及び人事部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申込みは、ご遠慮いただいております。
また、各社2名様までとさせていただきます。
※申込者多数の場合は、申込順により参加者を決定させていただくことがありますことを、あらかじめご了承ください。

講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士 吉村 幸祐(よしむら こうすけ)

2005年京都大学法学部卒業、2007年京都大学法科大学院卒業、2008年弁護士登録。2017年University of Virginia School of Law卒業(LL.M.)後、2018年までWeil, Gotshal & Manges LLP(New York office)にて勤務。2018年ニューヨーク州弁護士登録。主な取扱分野は、独占禁止法、景品表示法、紛争解決(訴訟・交渉)、一般企業法務等。最近のセミナーとして、「事前に知っておきたい公取委審査への実務対応」(ウェストロー・ジャパン・大江橋法律事務所共催セミナー)に講師として登壇。

弁護士 森本 祐介(もりもと ゆうすけ)

2010年京都大学法学部卒業、2012年京都大学法科大学院修了、2013年弁護士登録。主な取扱分野は、独占禁止法、FC契約、人事・労務、紛争解決、コーポレートM&A、一般企業法務等。主な執筆として「流通・取引慣行ガイドラインの改正と実務上の留意点」共著(公正取引 776号(2015年6月号))

ウェストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com お問い合わせ：brand@westlawjapan.com 0120-100-482(月～金9:00～18:00)



ウェストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WLI331_201904_FD